

放課後学童保育 LOTUS(ロータス)利用規約

第 1 条 施設名称

1. 当施設の名称は「放課後学童保育 LOTUS」(以下「当施設とする」といいます。

第 2 条 施設の目的・内容

1. 当施設は民間の学童保育として、児童の放課後及び日曜、国民の休日を除く、学校休業日(春、夏、冬休み等)に児童が健康で安心して過ごせる場所を提供することを目的とします。

第 3 条 会員

1. 本規約に同意し、当施設から入会を承認した保護者、及びその児童を会員と呼びます。

第 4 条 運営

1. 当施設は株式会社 Office REY(以下、当社とする)が運営します。

第 5 条 設置場所

1. 当施設の設置場所は京都府木津川市城山台 13-2-2 とします。

第 6 条 サービス提供地域

1. 当施設のサービス提供地域は、城山台、梅美台、州見台小学校区内及び近辺とします。

第 7 条 対象児童

1. 当施設は本規約を遵守して頂ける小学校1年生から 6 年生までを対象とします。

第 8 条 入会と契約

1. 当施設への入会は入会申込書等所定の書式に記入提出いただき、登録料を収めていただいた段階で成立します。

第 9 条 定員

1. 当施設の定員は20名とします。
2. 前項の規程に係わらず、当施設は将来にわたる利用者需要を考慮し、定員は施設の面積、指導員数、設備の状況を総合的に判断し変更する場合があります。

第 10 条 開所日および開所時間

1. 入会のしおりに記載の通り

第 11 条 保険について

1. 当施設は、万一の事故等に備えて、学童保育用の保険に加入します。

第 12 条 送迎について

送迎中万が一事故が起きた場合はその車に付帯する保険の範囲内、学童保育保険の範囲内とさせていただきます。

第 13 条 食事について

当施設ではアレルギー除去対応ができないため、食物アレルギーをお持ちの方はおやつ、昼食の持参をお願いしております。

第 14 条 料金について

1. 料金は別途配布する料金表をご確認下さい。また料金表以外に追加のサービス提供、遠足費等、都度、原則希望者のみを対象とした費用が発生する場合があります。
2. 一度納入された各種料金については、当施設の責任にともなう条件がない限り、原則いかなる場合も返金、払い戻しは致しません。

第 15 条 利用の休止

1. 特別な事情により、利用を休止する場合は原則2週間前までに休会届を提出してください。
2. 休会可能な期間は 2 ヶ月までとし、2 ヶ月を超える場合は自動的に退会となる場合があります。
3. 既払月額利用料について、払い戻しはできません。

第 16 条 退会

1. 退会は原則として1カ月前までに退会届を提出してください。
2. 退会時に既に納入頂いた登録費、既払月額利用料の払い戻しはできません。

第 17 条 変更届等

1. 会員は届出情報に変更があった場合、速やかに当施設に変更届を提出しなければなりません。

第 18 条 会員の停止・除名について

1. 当施設は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会員資格を一時停止、あるいは除名することができます。この場合、会員は会員に属する日を含むまでの利用料金等で未納金がある場合、ただちに完納する必要があります。

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| ①当施設の運営を妨害した場合 | ②他の会員の身体、財産、名誉、信用を毀損した場合 |
| ③法令、公序良俗に反する行為をした場合 | ④料金の支払いが 2 ヶ月に渡り滞った場合 |
| ⑤当施設の趣旨に著しく反する行為があった場合 | ⑥当施設の信用を毀損した場合 |
| ⑦本規約に違反した場合 | ⑧その他、当施設の運営に支障を来すと当施設が判断した場合 |

第 19 条 責任事項

1. 会員は、自己の責任においてサービスを利用するものとし、そのサービスを利用してなされた一切の行為とその結果について、学童保育の責任に帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負うものとする。
2. 前項に伴い、他の会員、第三者とトラブルになった場合、自己の責任と費用をもって処理し解決するものとする。

第 20 条 料金の改定

1. 当施設は事前通知をした上で、登録費、月会費、その他料金を改定する場合があります。

第 21 条 規約の変更について

1. 当施設は会員の了承を得ることなく、利用規約を変更する場合があります。
この場合、サービスの利用条件は変更後の利用規約によるものとします。
2. 変更後の利用規約については、書面、オンラインによる通知に記載する施行日より効力を発効するものとします。
3. 会員は規約の変更に対し、異議申し立てや、権利を主張することはできません。

第 22 条 肖像権について

1. 当施設で会員の方の肖像等を撮影した画像及び動画の肖像権は全て当施設に帰属し、退会以後もその権利は当施設に属するものとします。
2. 当施設が、本画像等を、放送、宣伝・広告、印刷、商品、その他あらゆる媒体において、使用期間及び使用地域を問わず、掲載、公表、コピー等の複写・複製、出版、編集、脚色、加工、光学的創作、変形、変換等の方法により使用されることについて、同意するものとします。

第 23 条 個人情報の取扱いについて

1. 当施設は以下の目的のためのみに会員の個人情報を収集し、利用します。
①入会手続き、審査のため ②サービスの提供、イベント等のお知らせを行うため
③会員の本人確認のため ④緊急時の連絡、問い合わせ、その他対応
⑤その他、会員から同意を得た範囲での利用
2. 当施設は前項の利用目的の実施に必要な場合に限り、業務委託先に個人情報を預託する場合があります。この場合、業務委託先との契約において本規約に基づく学童保育の業務と同等の義務を負わせるものとします。
3. 当施設は法令に定める場合を除き個人情報を、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。
4. 当社は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有している事を確認し、これらの要求ある場合には、異議なく速やかに対応します。

第 24 条 免責事項

1. 会員が以下の行為により発生した損害に関しては当施設は一切の補償を行わないものとします。
①会員の健康状態等に関して事前のご相談やご連絡が無い状態で発生した損害等
②常識を超える高価な物品や装飾品等の損傷や紛失に関わる一切の問題
③会員の持ち込んだ玩具や文具の損傷や紛失に関わる一切の問題
④会員同士の物品や現金の貸し借りに関する一切の問題
⑤高額な現金の紛失 ⑥当施設の管理外で発生した会員又は保護者様同士のトラブル

- ⑦止むを得ない事情で発生したサービス時間の変更等により生じた損害等
2. 経営上のやむを得ない事由が発生した場合、施設及びサービスの一部を廃止し、また、その利用を制限することができるものとします。
 3. 施設を閉鎖した場合、全ての会員を退会させることができるものとします。また、それ に対しての補償は一切行わないものとします。
 4. 会員に事前に通知をした上でサービスの全部または一部の提供を中止、又は内容を変更することができるものとします。
 5. サービスの提供の中止又は変更の際、前項の手続きを経ることで、中止又は変更に伴う会員、保護者様、および第三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

第 25 条 専属的合意管轄裁判所

1. 会員と学童保育の間で訴訟の必要が生じた場合、京都地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

第 26 条 雑則

1. 本規約に定めるもののほか、当施設運営上で必要な事項は、入会のしおり等、付帯資料を確認のうえ同意してください。

附則

この規約は令和4年 7 月10日より発行する。

下記記載の必要書類をよくお読みの上、同意書兼入会届を提出してください。

1. 放課後学童保育 LOTUS(ロータス)利用規約
2. 放課後学童保育 LOTUS(ロータス)入会のしおり
3. 利用料金表

放課後学童保育 LOTUS(ロータス)同意書兼入会届

株式会社 Office REY 様

下記書類に記載されている事項を全て確認し同意の上、

1. 放課後学童保育 LOTUS(ロータス)利用規約
2. 放課後学童保育 LOTUS(ロータス)入会のしおり
3. 利用料金表

以下の書類をそろえて、入会を申し込みます。

1. 同意書兼入会届(本紙)
2. 個人情報カード

申込日 年 月 日

学校名

児童氏名

住所

保護者名

印